

福島県生活環境の保全等に関する条例に基づくばいじん排出基準【規則第7条（別表第3）】

規則 別表 第1-1	施設種類	排出基準 (g/Nm <sup>3</sup> )	On (%)
1	(金属の精錬または鑄造用) 溶解炉 ※自動車の解体に伴って発生するアルミニウム部品の溶解用に限り、大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設を除く	0.30	Os
2	(無機化学工業品製造用) 焼成炉	0.20	6
3	(製鉄、製鋼、合金鉄製造用) 電気炉	0.20	Os
4	廃棄物焼却炉 ※大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設を除く	0.50	12
5	(活性炭原料製造用) 炭化施設 ※木炭製造用を除く	0.50	Os